

第2期 津久見市教育大綱

令和3年10月
津久見市

はじめに

本市は、誇りと自信に満ちたまち「つくみ」～笑顔と活力あふれる定住拠点～を本市の目指す将来像として、目標年度を令和7年度とした「第5次津久見市総合計画」を令和3年3月に策定し、まちづくりを進めています。

教育行政については、第5次津久見市総合計画において、教育・文化分野における基本目標『郷土を想う心の豊かなひとを育てるまち』を掲げ、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」、「スポーツ・レクリエーション活動の推進」、「青少年の健全育成」、「地域文化の伝承と芸術文化活動の充実」を、基本施策として位置付けています。

本市では、令和28年10月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図ることを目的とした「津久見市教育大綱」を策定しました。

このたび、この大綱の実施期間が終了することにもない、社会や教育環境の変化を見据えるとともに、これまでの取組の評価・検証を行い、令和3年度から令和7年度までを実施期間とした「第2期津久見市教育大綱」を策定しました。

SDGsの目標（ゴール）「質の高い教育をみんなに」を踏まえ、ふるさと津久見の魅力に自信を持ち、地域に誇りを感じるまち、子どもたちが未来に希望を膨らませ、誰もが、住みたい・住み続けたいと思うまちを創るため、市民がともに考え、自ら行動するまちづくりを進めていきます。

令和3年10月

津久見市長 川 野 幸 男

1. 策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2. 大綱の位置づけ

津久見市教育大綱は、国の「第3期教育振興基本計画」を参酌するとともに、「第5次津久見市総合計画」との整合を図りながら、本市の教育施策などを推進するための基本的な計画として位置づけられるものです。

3. 大綱の期間

この津久見市大綱の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、今後の国の動向や社会・教育情勢等の変化を踏まえ、状況に応じて適宜見直していくものとします。

4. 基本理念

郷土を想う心の豊かなひとを育てるまち

本市には豊かな自然や歴史・文化、産業、世界的に稀な地質資源など多様な資源があります。これらを次の世代に受け継ぎ、さらに魅力的な地域として発展していくためには、郷土への誇りを認識し、さまざまな学習機会のなかでそれらをいかす術を身につけることが必要です。

そのために、学校教育の分野では、学校と家庭、地域が一体となった教育環境と1人1台のタブレット・各種ICT機器を活用した事業実践により学力の向上を図るとともに、自ら学ぶ力の育成「知」、心の豊かさを育む「徳」、体育・健康教育「体」を柱に、ふるさとを愛し、自ら学ぶ意欲と活力に満ちた津久見っ子の育成を図っていきます。また、地域の人材による多様な学習機会を提供し、地域の伝統文化の伝承や産業の体験学習等を地域ぐるみで推進し、子どもの郷土への愛着を育てていきます。

また、児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう学校施設の適切な維持管理に努め、老朽化対策や長寿命化を図るため、計画的な整備を進めます。

社会教育の分野では、多世代間の交流を通して地域の伝統文化を継承し、地域住民のふれあいや絆づくりのためにスポーツ・レクリエーション活動を充実するとともに、本市の特徴でもある各世代において盛んな野球のさらなる普及、貴重な地質資源の認知度の向上、学習機会の拡大なども図っていきます。

5. 基本方針

(1) 学校教育の充実

① 幼児教育の充実

「認定こども園」の周知を図るとともに、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援を行い、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。

幼稚園・保育園からスムーズな小学校生活への移行が図れるよう、幼児および保護者の不安解消に努め、関係者の相互理解を深めるとともに、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を進めていきます。

地域の各種イベントへの参加協力を呼びかけ、子どもが地域資源（地域の方々・自然・食・歴史など）とふれあえる機会を増やし、郷土に誇りを持ち大切に想う心の醸成につなげます。

② 確かな学力を育む教育の推進

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し行動することによって問題解決する資質や能力等の学力向上対策を推進します。また、情報化社会への対応、人権意識の高揚等、学校教育本来の目的である個性・創造性を尊重した児童生徒の育成はもとより、将来にわたって学び続ける意欲を持った児童生徒の育成を目指し、個々の発達に応じた学習指導の充実を図ります。

特別支援教育では、特別支援学級の充実だけでなく、子どもの障がいの多様化などに適切に対応し、支援を行うために関係諸機関との連携を深め、児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた教育の充実を図ります。

③健やかな体を育む教育の推進

関係団体等と協力し、津久見の農林水産物を使った郷土料理の紹介などを取り入れながら、津久見に伝わる食文化に関する学習の機会を提供し、食事の大切さや楽しさを学ぶとともに、豊かな心の形成と食育推進を図ります。

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等が指摘されている現状を踏まえ、適度な運動習慣の定着や睡眠についての指導に取り組みます。あわせて、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツを親しむ習慣・意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図ります。

また、歯の健康とむし歯予防のため、学校において、児童生徒を対象に歯磨き指導やフッ化物洗口などの取組を行います。

④豊かな心を育む教育の推進

豊かな心を育むための道德教育や読書活動の推進を図るとともに、本市の豊かな自然環境での体験学習、第1次産業をはじめ各産業と連携した職業体験など、多様な体験学習を推進していきます。

また、人権・部落差別解消推進に係る課題を教育課程に位置づけ、全教育活動のなかで発達段階に応じた指導の充実を図ります。

さらに、家庭や地域社会との連携を深め、ボランティア活動や社会体験・自然体験活動等を通して、人権を尊重しようとする生活習慣や態度の定着、差別を見抜き差別を許さない心の育成に努めます。

⑤地域とともにある学校づくり

学校公開などにより、開かれた学校づくりを推進するとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、家庭、地域との信頼関係に基づく教育活動に取り組み、子ども、学校、地域の実態を十分把握し、学校の創意工夫・伝統文化等をいかした特色ある学校づくりを推進します。また子どもが安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域が一体的に活動し、関係機関との連携・協働により子どもの安全を守る取組や共に育て・共に育つ取組を継続的に実施します。

市内関係者の協力のもと、「ふるさと教育」を位置づけ、鉱山見学・扇子踊りの継承・海事産業見学・石灰石を利用した理科実験教室等に取り組

み、「ふるさとに誇りと愛着を持ち、グローバルな視点で社会に参画する津久見っ子」の育成を目指します。

さらに、1市1校である「大分県立津久見高校」のさらなる育成・充実を図り、地域にとって有益な人材を育成する特色ある高校づくりを支援するとともに、小・中・高の連携を進めながら、本市中学校からの進学率の向上を図ります。

⑥教育環境の整備

新設中学校の開校に向けた第一中学校校舎の大規模改修（長寿命化改良事業）を行うなど、安全で快適な教育環境の整備を図ります。

また、老朽化が進む学校施設については、津久見市公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な学校施設の長寿命化対策を進めます。

1人1台のタブレットや校内LAN環境が整備されたことにより、ICT機器を活用した児童・生徒の情報活用能力の向上やICTを使った授業の充実を図るため、ICT教育の環境整備を進めます。

(2) 社会教育の充実

①学習機会の創出

市公民館は社会教育の拠点として、市民ニーズの的確な把握に努め、多様なニーズに対応した各種学級・講座の充実を図り、公民館活動の振興を推進します。

また、施設の維持・補修など老朽化対策を推進します。

②市民に愛される図書館づくり

津久見市民図書館では、利用者ニーズを基に、新鮮で幅広い分野の資料収集及び図書館周辺も含めた施設の環境整備の充実を図ります。

また、図書館資料のインターネット予約や電子書籍の導入等、時代に即したサービスの向上に努めます。

さらに、玄関ホールを活用した企画展示等の充実を図り、市民の文化活動向上支援と図書館の利用促進に努めます。

③学術交流活動の推進

市内に点在する地質資源の市民認知度を向上させるために、子どもから

高齢者まで幅広い世代を対象とした学習会を開催するとともに情報発信に努めます。

また、文化財や産業の成り立ちなどを学習する機会の提供を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

①生涯スポーツ・レクリエーションの推進

総合型地域スポーツクラブ「エンジョイつくみ」と連携し、より多くの市民が日常生活のなかでスポーツ・レクリエーションを定期的・継続的に行うことのできる環境整備を充実させるとともに、指導者の育成を図ります。

また、介護予防の観点から、福祉や保健との連携を図り、軽スポーツ等の普及を図ります。

市民が利用しやすいスポーツ施設の管理運営を充実し、多彩なスポーツイベント、スポーツ交流の拡充と拠点となるスポーツ施設の改修を推進します。

②競技スポーツの強化推進

各種競技における底辺層の拡大と競技力の向上を図るため、指導者の育成と選手の強化に努めます。市内の子どもたちにスポーツ少年団等の加入促進を図るとともに、スポーツ協会の加盟団体との連携により競技スポーツの強化に努めます。

(4) 青少年の健全育成

①健全な家庭環境づくり

子どもの発達段階に応じた家庭環境に関する学習会の開催や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備します。将来親になる世代に対しては、豊かな社会性、人格を育ていくために、さまざまな体験機会を提供します。

また、各種団体、学校、家庭の連携により「あいさつ運動」などを通じて規範意識や礼儀を育む基礎づくりを推進します。

②学校教育と連携した地域ぐるみの育成活動

家庭・学校・地域社会の連携事業により、週末や放課後における子どもの居場所づくりや体験学習の充実により、確かな学力と豊かな心の育成を図ります。さらに放課後児童クラブにおいては、指導員の資質の向上や地域住民の参画を得た活動の実施など、内容の充実を図ります。

③青少年の見守り活動の充実

地域全体で子どもを犯罪等の被害から守るため、地域住民の協力や警察等関係機関との情報交換、迅速な犯罪等の情報提供など地域における防犯体制を強化します。

さらに、青少年の非行防止やインターネット上の犯罪・トラブルの未然防止のため、各関係機関や家庭、学校が連携・協働を図り、総合的な非行防止対策を推進します。あわせて、子どもたちの登下校時の通学路等での安全活動を地域で協力して推進します。

(5) 地域文化の伝承と芸術文化活動の充実

①市民の文化・芸術活動の支援

文化活動の成果の発表と市民相互の交流の場として、また、ふれあいの輪を広げ文化を発信するために、さまざまな発表の場を開催するとともに、文化活動団体を支援し市民参加の活動を推進します。

さらに、観劇会などでの芸術鑑賞においては、低料金で多くの鑑賞機会が提供できるよう環境整備の充実を図ります。

②伝統文化及び文化財の保存と継承

「津久見扇子踊り」については、地域の宝として後世に伝えていくために、地域文化継承事業としてイベントの開催を通じて若い世代へ普及活動等を推進します。また、市内各地に残る伝統芸能に関しては、後継者の育成を図り、保存・継承に努めます。

本市の歴史や文化、風土、地域に残る史跡などを市民に周知するため、活動団体と連携しその普及を図り、学校教育、生涯学習の場など文化財とふれあう機会をつくれます。

③文化施設の有効活用

平成 27 年度～30 年度に全面改修された市民会館については、Wi-Fi 環境を整えるなど市民が利用しやすい環境整備を図ります。

本市の有する歴史的史実に関する貴重な資料は、大分県の協力を得ながら、適切な保存、有効活用に努めます。

また、本市の民俗史を知る上で貴重な民具等の資料についても、その整備・保存に努めます。